

# 大分県介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 大分県における介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定等については、「介護保険法施行令」（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、「介護保険法施行規則」（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、「介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成18年3月31日厚生労働省告示第219号。）、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (研修の課程)

第2条 研修の課程は、省令第22条の23に定める介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。

## 第2章 介護職員初任者研修

### (研修の対象者)

第3条 訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

### (指定の申請)

第4条 事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した介護員養成研修事業者指定申請書（様式第1）を募集を行おうとする日の30日前までに、知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 事業所の名称、所在地、電話番号及び研修責任者職氏名

(3) 研修実施場所（講義を通信の方法によって行う場合にあっては対象地域を（ ）書きで併記）

(4) 募集開始及び研修開始予定年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 学則

(2) 講義及び演習会場の名称（面積、定員等がわかる平面図並びに使用承諾書添付）

(3) 演習使用備品一覧表

(4) カリキュラム

- (5) 講師一覧表(様式第2)
  - (6) 講師の履歴書(様式第3)(資格等の証明書の写し添付)
  - (7) 実習計画書及び実習施設承諾書(様式第4)
  - (8) 研修計画及び収支計画書(向こう2年間)
  - (9) 修了時の評価方法
  - (10) 修了証明書(様式第5-1)及び修了証明書(携帯用)(様式第6-1)の様式
  - (11) 公表情報一覧表(様式第7)
  - (12) 申請者の事業概要・組織概要
  - (13) 申請者の収支状況及び資産状況(申請者の予算書・決算書及び貸借対照表等)
  - (14) 申請者の定款、その他の基本約款及び登記事項証明書等
  - (15) 誓約書(様式第8)
- ※講義を通信で行う場合
- (16) 添削指導及び面接指導の指導方法
  - (17) 通信添削課題
  - (18) 面接指導を行う講義及び演習会場の名称(平面図及び使用承諾書添付)
  - (19) 添削指導及び面接指導の講師の一覧(履歴書・資格等の証明書の写し添付)

(指定の基準)

第5条 知事は、申請者が、次に掲げる要件のすべてを満たすと認めるときに限り、事業者として指定を行うものとする。

- (1) 研修事業が、原則として大分県内で実施されること。
- (2) 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (3) 事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (4) カリキュラムについては、取扱要綱に定める研修時間を満たすこと。  
また、地域性、受講者の希望等考慮し、必要な教科及び時間数を追加しても差し支えないものとする。
- (5) 講義及び演習を担当する講師について、別表3-1の講師基準を満たし、かつ各教科を担当するために十分な知識・技能・経験を有した適切な人材が必要な人数確保されていること。なお、1人の講師が担当できる教科数は、考え方や内容の偏りを防ぐため1研修あたり5項目以内とする。
- (6) 講義及び演習を実施するための定員に見合った広さの会場及び演習に必要な備品等が確保されていること。
- (7) 実習施設については、別表4-1の実習先一覧の施設とし、施設設置後3年以上経過しており、実習指導者が必要数配置されていること。また、実習施設との連携により、実習が適切に行われるよう実習計画が定められていること。
- (8) 取扱細則別添1「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」中に定める「修了時の評価ポイント」に基づき、試験等により研修の修了評価を厳正に行うこと。

(9) 受講希望者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則を定め、これを情報公開するとともに、受講申込者に周知すること。

- ア 開講の目的
- イ 実施場所
- ウ 研修期間
- エ カリキュラム
- オ 講師氏名
- カ 研修修了の認定方法
- キ 募集時期及び開講時期
- ク 受講資格
- ケ 受講定員
- コ 受講手続(募集要領、教育訓練給付制度等の活用の有無等)
- サ 研修受講に係る費用等
- シ 研修欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱い
- ス 研修修了者は大分県の管理する修了者台帳に記載されるものであること。
- セ 使用テキスト等
- ソ 研修受講に関する連絡先及び担当者名
- タ その他研修実施に関し必要な事項

(10) 介護職員初任者研修修了者名簿(様式第14-1)及び出席簿等に関する書類の管理が確実に行われること。

(11) 継続的に毎年1回以上の講座を開講する体制を整えていること。

(12) 以下に掲げる団体でないこと。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が事業主又は役員となっている団体
- ウ 暴力団または暴力団員等と密接な関係を有する団体

2 知事は、申請の内容が前項に定める基準を満たすと認められるときは、指定を行い申請者に対し、「指定通知書(様式第9-1号)」により通知するものとする。

3 知事は、申請の内容が、前項に定める基準を満たすと認められないときは、申請者に対し、当該申請内容の補正を求めるものとする。

4 知事は、前項の場合にあつて、申請内容の補正が行われない場合は、申請者に対し、「指定不承認通知書(様式第9-2)」により通知するものとする。

(本人確認)

第6条 受講申込受付時または初回の講義時に本人確認を実施しなければならない。

- 2 本人確認の方法は次のとおりとする。
  - ア 戸籍抄本若しくは住民票の提出
  - イ 住民基本台帳カードの提示

- ウ 在留カード等の提示
- エ 運転免許証の提示
- オ パスポートの提示
- カ 健康保険証の提示
- キ 年金手帳の提示
- ク 国家資格等を有する者については、免許証または登録証の提示
- ケ その他 県が適当と認める方法

(研修カリキュラム及び期間等)

第7条 研修カリキュラム及び研修時間数は、別表1-1のとおりとする。

- 2 原則として、8カ月以内にカリキュラムを修了しなければならない。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由による場合は、1年6ヶ月以内とすることができる。
- 3 講義を通信の方法によって行う場合は、各科目ごとの上限を超えない範囲で最大合計40.5時間について実施することができるものとする。各科目ごとの通信学習の上限は別表2-1のとおりとする。
- 4 講師の要件は、別表3-1のとおりとする。
- 5 実習等を実施できる施設等は、別表4-1のとおりとする。

(補講)

第8条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、当該課程教科数の概ね1割を上限とし、第7条に定める研修期間内に補講等の代替措置を行うことにより当該教科に出席したとみなすことができる。

(修了評価)

第9条 修了評価に使用する課題、模範回答、採点基準、合格基準の作成は、各科目の講師要件を満たすものがあたり、採点基準及び合格基準については、事前に客観的な基準を定めなければならない。なお、合格基準については、各課題の総得点の8割以上で設定すること。

- 2 修了評価課題については厳重に管理し、公平・公正を確保する措置を講じなければならない。なお、公平・公正を確保できないと認められる状況が生じた場合は、速やかに課題の改訂を行う等、必要な措置を講じること。
- 3 課題については、原則として毎回、内容等の見直しを行うこと。
- 4 修了評価は筆記試験により1時間程度実施するものとする。
- 5 実習に関する評価は、実習修了後、受講者に各実習科目について「実習レポート」を提出させ、適切かつ効果的に行われたことを確認したのち、実習レポートに基づき行うこと。



(修了証明書の交付)

第10条 事業者は、カリキュラムに全日程滞りなく出席し、介護技術の習得が講師により評価され、かつ修了評価の結果が所定の水準を超えた者に対し、修了証明書(様式第5-1)及び修了証明書(携帯用)(様式第6-1)を遅滞なく交付するものとする。

2 修了時に知識・技能の習得が十分でない場合には、必要に応じて再指導及び補講等を行い、基準に到達するまで再評価を行うこと。

(教科の免除)

第11条 看護師等の資格を有する者、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律30号)に基づく実務者研修の修了者、介護入門者研修を修了している者、生活援助従者研修課程を修了している者、介護職員基礎研修課程を修了している者、訪問介護に関する一級課程及び訪問介護に関する二級課程を修了している者、介護に関する1年以上の実務経験を有する者については、研修教科及び研修時間の内、別表5-1の教科免除一覧に定める教科及び研修時間を免除しても差し支えない。

(変更の届出)

第12条 事業者は、事業者の名称、主たる住所地又は代表者名を変更したときは、10日以内に、「介護員養成研修事業変更届出書(様式第10-1号)」を知事に提出しなければならない。

2 事業者は、指定を受けた指定申請書又は事業計画書の内容に変更がある場合にあつては、変更することとなった日から10日以内に「介護員養成研修事業変更届出書(様式第10-2号)」を知事に提出しなければならない。

3 変更届出書には、第4条第2項に定める書類のうち、当該変更の内容に応じて必要な書類を添付しなければならない。

4 知事は、変更届出書の提出があった場合において、変更後の内容が第5条に定める指定要件を満たすと認められないときは、当該事業者に対し、当該変更内容の補正を求めものとする。

5 知事は、前項の場合にあつて、変更内容の補正が行われない場合は、政令第3条第3項の規定に基づき指定を取り消し、当該事業者に対し、「介護員養成研修事業者取消通知書(様式第11号)」により通知するものとする。

(指定の廃止、休止、再開)

第13条 事業者は、事業を廃止、休止、再開する場合には、事前に知事に届け出なければならない。

2 前項の届け出をしようとする事業者は、事業を廃止及び休止する場合はその日までに、再開しようとする場合は当該再開講座の募集開始日の30日前までに、次の各号に掲げる事項を記載した介護員養成研修事業(廃止・休止・再開)届出書(様式第12)を知事に提出しなければならない。

(1) 廃止する場合には、廃止する年月日、廃止する理由。

(2) 休止する場合には、休止する年月日、休止する理由、休止予定期間。

(3) 再開する場合には、再開する年月日。

(事業実績報告書の提出)

第14条 事業者は、毎年度、事業終了後、60日以内に介護員養成研修事業実績報告書(様式第13)及び介護職員初任者研修修了者名簿(様式第14-1)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 修了評価結果一覧

(2) 実習修了確認書(様式15-1)

(3) 研修の質を向上させるための取り組みが確認できるもの

ア 受講生満足度調査情報(アンケート等を集約したもの)

イ 事業所の研修実施後の自己評価

(事業者の留意事項)

第15条 事業者は、事業運営上知り得た受講者に係る秘密の保持について、十分に留意しなければならない。

2 事業者は、受講者に対し、実習において知り得た個人の秘密の保持について、十分に留意するよう指導しなければならない。

3 事業者は、高齢者及び障がい者等の人権を尊重し、信頼関係に基づいたサービスを提供することができる介護職員の養成に努め、研修運営全般において、人権に係る啓発について十分留意しなければならない。

(研修事業の調査及び指導)

第16条 知事は、事業者に対し、必要があると認めるときはその事項の報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。また、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善指導を行うことができる。

2 知事は前項に定める改善指導について、改善が認められるまで、研修の中止を命ずることができる。なおこの場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

第17条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令第3条第2項に定める要件を満たすことができなくなったものとして指定を取り消すことができる。

(1) 第5条各号のいずれかに掲げる事項に適合しなくなったとき。

(2) 指定申請または実施報告等において虚偽の申請又は報告を行ったとき。

(3) 事業の実施に関し、不正な行為があったとき。

(4) 前条に定める改善指導に従わないとき。

(聴聞の機会)

第18条 知事は第16条第2項に定める研修の中止を命ずる場合及び前条に定める指定取消しを行う場合においては、当該事業者に対して聴聞を行うものとする。

(関係書類の保存)

第19条 事業者は、修了証明書の再交付等に対応できるように、修了者名簿を永年保存する。

2 前項以外の書類については、少なくとも研修修了後5年は保存すること。

第3章 生活援助従事者研修課程

(研修の対象者)

第20条 研修の対象者は、生活援助中心型のサービスに従事しようとする者をいう。

(みなし指定)

第21条 既に介護職員初任者研修の研修事業者として指定されている者については、第12条第2項に定める変更の届出を行うことで、生活援助従事者研修の研修事業者として指定されたものとみなす。

(準用)

第22条 第4条から第19条までの規定は、生活援助従事者研修について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える第4条から第20条までの規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条、第10条	様式第5-1	様式第5-2
第4条、第10条	様式第6-1	様式第6-2
第5条、第14条	介護職員初任者研修	生活援助従事者研修
第5条、第7条	別表3-1	別表3-2
第5条、第7条	別表4-1	別表4-2
第5条、第14条	様式第14-1	様式第14-2
第5条	取扱細則別添1「介護職員初任者研	取扱細則別添6「生活援助従事者

	修における目標、評価の指針」	研修における目標、評価の指針」
第7条	別表1-1	別表1-2
第7条	別表2-1	別表2-2
第7条	8カ月	4カ月
第7条	1年6ヵ月	8カ月
第9条	1時間	0.5時間
第14条	様式第15-1	様式第15-2

#### 第4章 雑則

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 「大分県介護員養成研修（訪問介護員養成研修課程）事業者指定事務取扱要綱」及び「大分県介護職員基礎研修事業者指定事務取扱要綱」は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

様式第 1

介護員養成研修事業者指定申請書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所 〒

事業者名  
代表者名  
電話番号

介護員養成研修事業者の指定を受けたいので、大分県介護員養成研修事業指定事務取扱要綱第 4 条の規定により申請します。

記

研修を行う事業所の名称、 所在地、電話番号、 研修責任者職氏名	
研 修 課 程	
研 修 実 施 場 所 (講義を通信の方法に よって実施する場合は 対象地域を ( ) 書き)	
募集開始予定年月日	
研修開始予定年月日	

○添付書類

- ①学則
- ②講義及び演習会場の名称 (面積、定員等がわかる平面図並びに使用承諾書添付)
- ③演習使用備品一覧表
- ④カリキュラム
- ⑤講師一覧表 (様式第 2)
- ⑥講師履歴書 (様式第 3) (資格等の証明書の写し添付)
- ⑦実習計画書及び実習施設承諾書 (様式第 4)
- ⑧研修計画及び収支計画書 (向こう 2 年間)
- ⑨修了時の評価方法
- ⑩修了証明書 (様式第 5-1) 及び修了証明書 (携帯用 (様式第 6-1)) の様式
- ⑪公表情報一覧表 (様式第 7)
- ⑫申請者の事業概要・組織概要
- ⑬申請者の収支状況及び資産状況 (予算書、決算書及び貸借対照表等)
- ⑭定款その他の基本約款及び登記事項証明書等 (法人である場合)
- ⑮誓約書 (様式第 8)

※講義を通信で行う場合

- ⑯添削指導及び面接指導の指導方法
- ⑰通信添削課題
- ⑱面接指導を行う講義及び演習会場の名称 (平面図添付)
- ⑲添削指導及び面接指導の講師の一覧 (履歴書及び資格等の証明書の写し添付)

様式第2

講師一覧表

担当項目名	講師名	現職名	取得資格

様式第3

講 師 履 歴 書

年 月 日現在

ふりがな	.....		
氏 名			
生年月日			
現住所			
電話番号			
所属 (勤務先)			
職及び 業務内容			
担当項目	名 称	時 間	
		h	
		h	
		h	
		h	
担当項目に 関係する 経歴	名 称	教育内容（学部・学科・専攻） 又は業務内容（職・内容）	期 間
			年 月～ 年 月
資格 免許	名 称	取得年月日	
		年 月 日	

※資格等の証明書の写し添付

様式第 4

実 習 施 設 承 諾 書

研修実施機関名		
実習期間		
施設名	名 称	
	施設種別	
	所在地	
	施設開所年月日	
実習項目		
受入人数		
実習指導者	氏名	
	免許・資格	
	職種	
	経験年数	

上記のとおり介護員養成研修の実習施設として承諾いたします。

年 月 日

施設設置者

住所

氏名

- ※「施設種別」には、訪問介護、特別養護老人ホーム等、介護サービスの種類を記載すること。
- ※実習施設は、申請時において、開所から3年以上経過していること。
- ※同一法人が設置する2箇所以上の施設等で実施する場合は、実習施設ごとに記載すること。



第

号

# 修了証明書

氏名

生年月日 年 月 日生

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項第一号口に掲げる研修の介護職員初任者研修を修了したことを証明する。

年 月 日

介護職員初任者研修事業者名 印

第

号

# 修了証明書

氏名

生年月日 年 月 日生

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項第一号口に掲げる研修の生活援助従事者研修を修了したことを証明する。

年 月 日

生活援助従事者研修事業者名 印

様式第6-1

(例)  
名刺サイズ  
9 cm × 5 . 5 cm

第 号	修了証明書（携帯用）
氏名	
生年月日	年 月 日生
介護保険法施行令（平成十年政令第四百 十二号）第三条第一項第一号ロに掲げる研 修の介護職員初任者研修を修了したことを 証明する。	
年 月 日	
介護職員初任者研修事業者名	
印	

様式第6-2

(例)  
名刺サイズ  
9 cm × 5 . 5 cm

第	号
<b>修了証明書（携帯用）</b>	
氏名	生年月日
年	年 月 日生
介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項第一号ロに掲げる研修の生活援助従事者研修を修了したことを証明する。	
生活援助従事者研修事業者名	年 月 日
印	

様式第7

公表情報の内訳

ホームページアドレス ( )

情報の種類		公表の有無	内 容
研修機関 情報	法人情報 ☆	<input type="checkbox"/>	● 法人格・法人名称・住所等
		<input type="checkbox"/>	● 代表者名、研修事業担当理事・取締役名
		<input type="checkbox"/>	△ 理事等の構成、組織、職員数等
		<input type="checkbox"/>	△ 教育事業を実施している場合・事業概要
		<input type="checkbox"/>	△ 研究活動を実施している場合・概要
		<input type="checkbox"/>	△ 介護保険事業を実施している場合・事業概要
		<input type="checkbox"/>	△ その他の事業概要
		<input type="checkbox"/>	△ 法人財務情報
	研修機関情報 ☆	<input type="checkbox"/>	● 事業所名称・住所等
		<input type="checkbox"/>	● 理念
		<input type="checkbox"/>	● 学則
		<input type="checkbox"/>	● 研修施設、設備
		<input type="checkbox"/>	△ 沿革
		<input type="checkbox"/>	△ 事業所の組織、職員数等
		<input type="checkbox"/>	△ 併設して介護保険事業を実施している場合・事業概要☆
		<input type="checkbox"/>	△ 財務セグメント情報
研修事業 情報	研修の概要	<input type="checkbox"/>	● 対象
		<input type="checkbox"/>	● 研修のスケジュール（期間、日程、時間数）
		<input type="checkbox"/>	● 定員（集合研修、実習）と指導者数
		<input type="checkbox"/>	● 研修受講までの流れ（募集、申し込み）
		<input type="checkbox"/>	● 費用
		<input type="checkbox"/>	● 留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等
	課程責任者	<input type="checkbox"/>	● 課程編成責任者名
		<input type="checkbox"/>	△ 課程編成責任者の略歴、資格
	研修カリキュラム  (通信)	<input type="checkbox"/>	● 科目別シラバス
		<input type="checkbox"/>	● 科目別担当教官名
		<input type="checkbox"/>	● 科目別特徴 演習の場合は、実技内容・備品、指導体制
		<input type="checkbox"/>	● 科目別通信・事前・事後学習とする内容及び時間
	修了評価	<input type="checkbox"/>	● 通信課程の教材・指導体制・指導方法・課題
		<input type="checkbox"/>	● 修了評価の方法、評価者、再履修等の基準

情報の種類		公表の有無	内 容
研修事業 情報	実習施設	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協力実習機関の名称・住所等☆</li> <li>● 協力実習機関の介護保険事業の概要☆</li> <li>● 協力実習機関の実習担当者名</li> <li>● 実習プログラム内容、プログラムの特色</li> <li>● 実習中の指導体制・内容（振り返り、実習指導等）</li> <li>△ 実習担当者の略歴、資格、メッセージ等</li> <li>● 協力実習機関における延べ実習数</li> </ul>
講師情報		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 名前</li> <li>● 略歴、現職、資格</li> <li>△ 受講者向けメッセージ等</li> <li>△ 受講者満足度調査の結果等</li> </ul>
実績情報		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去の研修実施回数（年度ごと）</li> <li>● 過去の研修延べ参加人数（年度ごと）</li> <li>△ 卒業率・再履修率</li> <li>△ 卒後の就業状況（就職率／就業分野）</li> <li>△ 卒後の相談・支援</li> </ul>
連絡先等		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申し込み・資料請求先</li> <li>● 法人の苦情対応者名・役職・連絡先</li> <li>● 事業所の苦情対応者名・役職・連絡先</li> </ul>
質を向上させるための取り組み		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>△ 自己評価活動、相互評価活動</li> <li>△ 実習の質の向上のための取り組み、研修機関と実習機関との連携</li> <li>△ 研修活動、研究活動</li> <li>△ 研修生満足度調査情報（アンケート、研修生の声など）</li> <li>△ 事業所満足度調査情報（アンケート、事業所の声など）</li> </ul>

※ 内容欄のマークは、●：必須、△：可能な限り公表、  
☆：他のページにリンクで対応可とする。

※ 公表する情報にチェックを入れること。

様式第 8

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

### 記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1 の (1) から (8) までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

事業者名 \_\_\_\_\_  
法人名 \_\_\_\_\_  
法人住所 \_\_\_\_\_  
(ふりがな)  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女) \_\_\_\_\_

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

殿

大分県知事

印

介護員養成研修事業者の指定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった標記について、下記のとおり指定とします。

記

1 事業の内容

「大分県介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱」の定める介護員養成研修

2 指定の期間

年 月 日～



第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

印

介護員養成研修事業者の不承認について（通知）

年 月 日付けで申請のあった標記について、下記のとおり不承認とします。

記

理由

様式第10-1

介護員養成研修事業変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住所 〒

事業者名  
代表者名  
電話番号

年 月 日付け 第 号により指定を受けた介護員養成研修事業について、次のとおり変更したいので、大分県介護員養成研修事業指定事務取扱要綱第12条第1項の規定により届け出ます。

1 変更事項

2 変更内容（変更後の関係書類を添付すること）

変更前	
変更後	

3 変更理由

4 変更年月日 年 月 日

担当者氏名  
事業所住所  
連絡先

様式第10-2

介護員養成研修事業変更届出書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住所 〒

事業者名  
代表者名  
電話番号

年 月 日付け 第 号により指定を受けた介護員養成研修事業について、下記のとおり変更があったので、大分県介護員養成研修事業指定事務取扱要綱第12条第2項の規定により申請します。

1 変更事項

2 変更内容（変更後の関係書類を添付すること）

変更前	
変更後	

3 変更理由

4 変更時期 年 月 日

担当者氏名  
事業所住所  
連絡先

様式第 1 1

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

印

介護員養成研修事業者指定取消通知書

年 月 日付け第 号により指定した標記事業者指定については、介護保険法施行令(平成 1 0 年政令第 4 1 2 号)第 3 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり指定を取り消したので通知します。

記

- 1 指定を取り消した研修の名称及び課程
- 2 指定取消しの年月日
- 3 指定取消しの理由

様式第 1 2

介護員養成研修事業（廃止・休止・再開）届出書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所 〒

事業者名  
代表者名  
電話番号

年 月 日付け 第 号により指定を受けた介護職員  
初任者研修事業を 廃止・休止・再開 したいので、大分県介護員養成研修事  
業者指定事務取扱要綱第 1 3 条の規定により届け出ます。

1 廃止・休止・再開 の時期 年 月 日

2 休止の予定期間 年 月 日 から 年 月 日

3 休止・廃止の理由

4 添付書類

※再開の場合は、研修計画を添付すること

※研修募集開始後又は開催中に廃止・休止をした場合には、受講申込者及び受  
講生への対応（受講料の返金、代替研修の斡旋等の措置等）を具体的に記載し  
た書類を添付すること。

担当者氏名  
事業所住所  
連絡先

様式第 1 3

介護員養成研修事業実績報告書

年 月 日

大分県知事

殿

申請者 住所〒

事業者名

代表者名

電話番号

年度介護員養成研修事業が下記のとおり修了しましたので、大分県  
介護員養成研修事業者指定事務取扱要綱第 1 4 条の規定により報告します。

1 事業実施年月日

年 月 日 から 年 月 日

2 修了者数 名

3 補講対応者数 名

\* 研修実施期間を超えて補講対応した者について記入すること。

○ 添付書類

①修了者名簿

②修了評価結果一覧

③実習修了確認書

④研修の質を向上させるための取り組みが確認できるもの

様式第14-1

介護職員初任者研修 修了者名簿

事業者名( )

修了証明書番号	修了年月日	研修課程	氏名(フリガナ)	生年月日	住所	備考

\* 外部からの照会に対し情報提供を行うことについて、その承諾の有無を確認し、「備考欄」に承諾する場合は○、承諾しない場合は×をそれぞれ記入すること。

様式第14-2

### 生活援助従事者研修 修了者名簿

事業者名( )

修了証明書番号	修了年月日	研修課程	氏 名 (フリガナ)	生年月日	住 所	備考

\* 外部からの照会に対し情報提供を行うことについて、その承諾の有無を確認し、「備考欄」に承諾する場合は○、承諾しない場合は×をそれぞれ記入すること。



様式第15-1

### 介護職員初任者研修 実習修了確認書

事業者名:

研修期間: 年 月 日～ 年 月 日

No.	修了者氏名	訪問介護実習		施設・居住型実習	通所・小規模多機能型実習		
		実習先	月日	実習先	月日	実習先	月日
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/

様式第15-2

### 生活援助従事者研修 実習修了確認書

事業者名:

研修期間: 年 月 日～ 年 月 日

No.	修了者氏名	訪問介護実習		施設・居住型実習	通所・小規模多機能型実習		
		実習先	月日	実習先	月日	実習先	月日
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/
			/		/		/

別表 1-1

## 介護職員初任者研修カリキュラム

研修科目	時間数	項目 ( ) 内は項目数
1. 職務の理解	6 h	1. 多様なサービスの理解 2. 介護職の仕事内容や働く現場の理解 (2)
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 h	1. 人権と尊厳を支える介護 (1) 人権と尊厳の保持 (2) ICF (3) QOL (4) ノーマライゼーション (5) 虐待防止・身体拘束禁止 (6) 個人の権利を守る制度の概要 2. 自立に向けた支援 (1) 自立支援 (2) 介護予防 (2)
3. 介護の基本	6 h	1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携 (1) 介護環境の特徴の理解 (2) 介護の専門性 (3) 介護に関わる職種 2. 介護職の職業倫理 3. 介護における安全の確保とリスクマネジメント (1) 介護における安全の確保 (2) 事故予防、安全対策 (3) 感染対策 4. 介護職の安全 (4)
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 h	1. 介護保険制度 (1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 (2) 仕組みの基礎的理解 (3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 2. 医療との連携とリハビリテーション 3. 障害者自立支援制度およびその他制度 (1) 障害福祉制度の理念 (2) 障害者自立支援制度の仕組みの基礎的理解 (3) 個人の権利を守る制度の概要 (3)
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 h	1. 介護におけるコミュニケーション (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 (2) コミュニケーションの技法、道具を用いた非言語的コミュニケーション (3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 (4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 2. 介護におけるチームのコミュニケーション (1) 記録における情報の共有化 (2) 報告 (3) コミュニケーションを促す環境 (2)
6. 老化の理解	6 h	1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常 (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 2. 高齢者と健康 (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 (2)

研修科目	時間数	項目 ( ) 内は項目数
7. 認知症の理解	6 h	1. 認知症を取り巻く状況 2. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 3. 認知症に伴うところとからだの変化と日常生活 (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 (2) 認知症の利用者への対応 4. 家族への支援  (4)
8. 障害の理解	3 h	1. 障害の基礎的理解 (1) 障害の概念と I C F (2) 障害者福祉の基本理念 2. 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (1) 身体障害 (2) 知的障害 (3) 精神障害 (4) その他の心身の機能障害 3. 家族の心理、かかわり支援の理解  (3)
9. ところとからだのしくみと生活支援技術	75 h	【基本知識の学習】 1. 介護の基本的な考え方 2. 介護に関するところのしくみの基礎的理解 3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 【生活支援技術の講義・演習】 4. 生活と家事 5. 快適な居住環境整備と介護 6. 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 7. 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 8. 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 9. 入浴・清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 10. 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 11. 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 12. 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護 【生活支援技術演習】 13. 介護課程の基礎的理解 14. 総合生活支援技術演習  (14)
10. 振り返り	4 h	1. 振り返り 2. 就業への備えと研修修了後における継続的な研修  (2)
※【施設実習】	(18h)	【施設実習】 (1) ホームヘルプサービス           4 時間 (2) 施設サービス                 8 時間 (3) 在宅サービス                 6 時間
11. 人権問題に関する理解	2 h	人権啓発に関する基礎知識
合計	132 h	(38)

※講義と演習を一体的に実施すること。

※【施設実習】

①時間数18時間については、1～10の各研修科目の合計時間の内数として差し支えない。  
ただし、その際も各研修科目ごとに所定の時間数の1/2以上を確保すること。

②1～9の研修科目修了後（修了評価を除く）に実施すること。

別表1-2

## 生活援助従事者研修カリキュラム

研修科目	時間数	項目 ( ) 内は項目数
1. 職務の理解	2 h	1. 多様なサービスの理解 2. 介護職の仕事内容や働く現場の理解 (2)
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	6 h	1. 人権と尊厳を支える介護 (1) 人権と尊厳の保持 (2) ICF (3) QOL (4) ノーマライゼーション (5) 虐待防止・身体拘束禁止 (6) 個人の権利を守る制度の概要 2. 自立に向けた支援 (1) 自立支援 (2) 介護予防 (2)
3. 介護の基本	4 h	1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携 (1) 介護環境の特徴の理解 (2) 介護の専門性 (3) 介護に関わる職種 2. 介護職の職業倫理 3. 介護における安全の確保とリスクマネジメント (1) 介護における安全の確保 (2) 事故予防、安全対策 (3) 感染対策 4. 介護職の安全 (4)
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3 h	1. 介護保険制度 (1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 (2) 仕組みの基礎的理解 (3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 2. 医療との連携とリハビリテーション 3. 障害福祉制度およびその他制度 (1) 障害福祉制度の理念 (2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 (3) 個人の権利を守る制度の概要 (3)
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 h	1. 介護におけるコミュニケーション (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 (2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション (3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 (4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 2. 介護におけるチームのコミュニケーション (1) 記録における情報の共有化 (2) 報告 (3) コミュニケーションを促す環境 (2)

研修科目	時間数	項目 ( )内は項目数
6. 老化と認知症の理解	9 h	1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常 (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 2. 高齢者と健康 (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 3. 認知症を取り巻く状況 4. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 5. 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 (2) 認知症の利用者への対応 6. 家族への支援 (6)
7. 障害の理解	3 h	1. 障害の基礎的理解 (1) 障害の概念と I C F (2) 障害者福祉の基本理念 2. 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (1) 身体障害 (2) 知的障害 (3) 精神障害 (4) その他の心身の機能障害 3. 家族の心理、かかわり支援の理解 (3)
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	24 h	【基本知識の学習】 1. 介護の基本的な考え方 2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 【生活支援技術の講義・演習】 4. 生活と家事 5. 快適な居住環境整備と介護 6. 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 7. 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 8. 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 9. 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護 【生活支援技術演習】 10. 介護課過程の基礎的理解 (10)
10. 振り返り	2 h	1. 振り返り 2. 就業への備えと研修修了後における継続的な研修 (2)
※【施設実習】	(2 h)	
11. 人権問題に関する理解	2 h	人権啓発に関する基礎知識
合計	61 h	(38)

※講義と演習を一体的に実施すること。

※【施設実習】

①「8 こころとからだのしくみの生活支援技術」においては、移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること

②「1 職務の理解」及び「9 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することができること。

③実習の時間数については、1～10の各研修科目の合計時間の内数として差し支えない。ただし、その際も各研修科目ごとに所定の時間数の1/2以上を確保すること。

別表 2-1

通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間

科目	通信形式で 実施できる 上限時間	合計時間
1. 職務の理解	0 時間	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	7.5 時間	9 時間
3. 介護の基本	3 時間	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	7.5 時間	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	6 時間
6. 老化の理解	3 時間	6 時間
7. 認知症の理解	3 時間	6 時間
8. 障害の理解	1.5 時間	3 時間
9. こころとからだのしくみと理解	12 時間	75 時間
10. 振り返り	0 時間	4 時間
合計	40.5 時間	130 時間

別表 2-2

通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間

科目	通信形式で 実施できる 上限時間	合計時間
1. 職務の理解	0 時間	2 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	3 時間	6 時間
3. 介護の基本	2.5 時間	4 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	2 時間	3 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	6 時間
6. 老化と認知症の理解	5 時間	9 時間
7. 障害の理解	1 時間	3 時間
8. こころとからだのしくみと生活支援技術	12.5 時間	24 時間
10. 振り返り	0 時間	2 時間
合計	29 時間	59 時間



別表3-2

## 介護職員生活援助従事者研修 講師要件

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ( )内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
1.職務の理解	2h	1.多様なサービスの理解 2.介護職の仕事内容や働く現場の理解  (2)	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		
2.介護における尊厳の保持・自立支援	6h	1.人権と尊厳を支える介護 (1)人権と尊厳の保持 (2)ICF (3)QOL (4)ノーマライゼーション (5)虐待防止・身体拘束禁止 (6)個人の権利を守る制度の概要 2.自立に向けた支援 (1)自立支援 (2)介護予防  (2)	介護福祉士	社会福祉士	看護師 保健師	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
3.介護の基本	4h	1.介護職の役割、専門性と多職種との連携 (1)介護環境の特徴の理解 (2)介護の専門性 (3)介護に関わる職種 2.介護職の職業倫理 3.介護における安全の確保とリスクマネジメント (1)介護における安全の確保 (2)事故予防、安全対策 (3)感染対策 4.介護職の安全  (4)	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	看護師 保健師	その他	
4.介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3h	1.介護保険制度 (1)介護保険制度創設の背景及び目的、動向 (2)仕組みの基礎的理解 (3)制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 2.医療との連携とリハビリテーション 3.医療との連携とリハビリテーション 2.障害福祉制度およびその他制度 (1)障害福祉制度の理念 (2)障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 (3)個人の権利を守る制度の概要  (3)	※(1・2) 当該科目を担当する行政職員  ※(3) 医師・看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	社会福祉士	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉・リハビリ系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ( )内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
5.介護におけるコミュニケーション技術	6h	1.介護におけるコミュニケーション (1)介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 (2)コミュニケーションの技法、道具を用いた非言語的コミュニケーション (3)利用者・家族とのコミュニケーションの実際 (4)利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 2.介護におけるチームのコミュニケーション (1)記録における情報の共有化 (2)報告 (3)コミュニケーションを促す環境 (2)	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	看護師・保健師・臨床心理士・精神保健福祉士	その他	
6.老化と認知症の理解	4h	1.老化に伴うところからの変化と日常 (1)老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (2)老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 2.高齢者と健康 (1)高齢者の疾病と生活上の留意点 (2)高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 3.認知症を取り巻く状況 4.医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 5.認知症に伴うところからの変化と日常生活 (1)認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 (2)認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 6.家族への支援 (2)	医師	1,2,3,4,5,6 看護師 保健師 3,4,5,6については大分県認知症介護指導者	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
7.障害の理解	3h	1.障害の基礎的理解 (1)障害の概念とICF (2)障害者福祉の基本理念 2.障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (1)身体障害 (2)知的障害 (3)精神障害 (4)その他の心身の機能障害 3.家族の心理、かかわり支援の理解 (3)	介護福祉士	臨床心理士・精神保健福祉士	医師 看護師 保健師	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ( )内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ オ	
8. ことごとからだのしくみと生活支援技術	24h	【基本知識の学習】 1. 介護の基本的な考え方 2. 介護に関することごとからだのしくみの基礎的理解 3. 介護に関することごとからだのしくみの基礎的理解  (3)	介護福祉士	看護師 保健師	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
		【生活支援技術の講義・演習】  4. 生活と家事  (1)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
		5. 快適な居住環境整備と介護  (1)	作業療法士・福祉住環境コーディネーター(2級以上)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
		6. 整容に関連したことごとからだのしくみと自立に向けた介護  (1)	作業療法士	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ( )内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ オ	
(8.こころからのたのしみと生活支援技術)		7.移動・移乗に関連したこころからのたのしみと自立に向けた介護 (1)	理学療法士 作業療法士	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
		8.食事に関連したこころからのたのしみと自立に向けた介護 (1)	管理栄養士 栄養士 (口腔ケアに関する部分) 歯科医師・歯科衛生士	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
		9.入浴・清潔保持に関連したこころからのたのしみと自立に向けた介護 (1)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
		10.排泄に関連したこころからのたのしみと自立に向けた介護 (1)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ( )内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
(8.こころからのしきみと生活支援技術)		11.睡眠に関連したこころからのしきみと自立に向けた介護 (1)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
		12.死にゆく人に関連したこころからのしきみと終末期介護 (1)	臨床心理士	看護師 保健師 介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
		【生活支援技術演習】 13.介護課程の基礎的理解 14.総合生活支援技術演習 (2)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
9.振り返り	4h	1.振り返り 2.就業への備えと研修終了後における継続的な研修 (2)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
(施設実習)	4h	1.ホームヘルプサービス	主任ヘルパー	介護福祉士			
	8h	2.施設サービス	介護福祉士	看護師			
	6h	3.在宅サービス	介護福祉士	看護師			

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ( )内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
10.人権問題に関する理解	2h	人権啓発に関する基礎知識	大分県人権問題研修講師	当該科目を担当する行政職員	学識経験者 弁護士	人権啓発を行う団体	
11.修了評価 (責任者)	0.5h	【全科目修了時に筆記試験により実施】	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		

※原則として、講師は「講師要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。そのうえで、社会通念上該当教科の講師として教科を担当するために十分な能力を有していると判断した場合、講師として認めることにする。

※1人の講師が担当できる教科数は、考え方や内容の偏りを防ぐため、1研修あたり5項目以内とする。( )内の全38項目に適用。

※いずれも5年以上の業務経験を有すること(ただし行政職員、教員については適用しない)。

※主任ヘルパーは、サービス提供責任者研修を受講している者とする。

(1) ホームヘルプサービス	2時間
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問介護事業所</li> <li>○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○ 夜間対応型訪問介護</li> <li>○ 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所</li> </ul>	

※原則として、一覧にある施設とする。ただし、その他の施設を申請する場合は、その事業所が実習施設として適当であることを説明した理由書を提出すること。そのうえで、実習施設として十分な理念・人材等を有していると判断した場合、実習施設として認めることにする。

※施設設置後3年以上経過している施設とし、実習指導者が必要数配置されていること。  
 ※実習は実習指導者ととも施設あるいは利用者宅等で、実際の介護等を行うこと(見学や実習指導者による講義のみは実習とは認めない)。

※実習の時間数については、研修科目の合計時間の内数として差し支えない。ただし、その際も各研修科目ごとに所定の時間数の1/2以上を確保すること。

※1～9の研修科目修了後(修了評価を除く)に実施すること。

※実習先は、原則として受講者の勤務先とならないようにすること。

別表3-1

介護職員初任者研修 講師要件

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ( )内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
1.職務の理解	6h	1.多様なサービスの理解 2.介護職の仕事内容や働く現場の理解  (2)	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		
2.介護における尊厳の保持・自立支援	9h	1.人権と尊厳を支える介護 (1)人権と尊厳の保持 (2)ICF (3)QOL (4)ノーマライゼーション (5)虐待防止・身体拘束禁止 (6)個人の権利を守る制度の概要 2.自立に向けた支援 (1)自立支援 (2)介護予防  (2)	介護福祉士	社会福祉士	看護師 保健師	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
3.介護の基本	6h	1.介護職の役割、専門性と多職種との連携 (1)介護環境の特徴の理解 (2)介護の専門性 (3)介護に関わる職種 2.介護職の職業倫理 3.介護における安全の確保とリスクマネジメント (1)介護における安全の確保 (2)事故予防、安全対策 (3)感染対策 4.介護職の安全  (4)	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	看護師 保健師	その他	
4.介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9h	1.介護保険制度 (1)介護保険制度創設の背景及び目的、動向 (2)仕組みの基礎的理解 (3)制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 2.障害者自立支援制度およびその他制度 (1)障害者福祉制度の理念 (2)障害者自立支援制度の仕組みの基礎的理解 (3)個人の権利を守る制度の概要 3.医療との連携とリハビリテーション  (3)	※(1・2) 当該科目を担当する行政職員  ※(3) 医師・看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	社会福祉士	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉・リハビリ系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他



研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ( )内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
5.介護におけるコミュニケーション技術	6h	1.介護におけるコミュニケーション (1)介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 (2)コミュニケーションの技法、道具を用いた非言語的コミュニケーション (3)利用者・家族とのコミュニケーションの実際 (4)利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 2.介護におけるチームのコミュニケーション (1)記録における情報の共有化 (2)報告 (3)コミュニケーションを促す環境 (2)	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	看護師・保健師・臨床心理士・精神保健福祉士	その他	
6.老化の理解	6h	1.老化に伴うところからの変化と日常 (1)老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 (2)老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 2.高齢者と健康 (1)高齢者の疾病と生活上の留意点 (2)高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 (2)	医師	看護師 保健師	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
7.認知症の理解	6h	1.認知症を取り巻く状況 2.医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 3.認知症に伴うところからの変化と日常生活 (1)認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 (2)認知症の利用者への対応 4.家族への支援 (4)	医師 看護師 保健師	大分県認知症 介護指導者	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
8.障害の理解	3h	1.障害の基礎的理解 (1)障害の概念とICF (2)障害者福祉の基本理念 2.障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (1)身体障害 (2)知的障害 (3)精神障害 (4)その他の心身の機能障害 3.家族の心理、かかわり支援の理解 (3)	介護福祉士	臨床心理士・ 精神保健福祉 士	医師 看護師 保健師	当該科目を現に教授している介護・福祉・医学(心理系含む)・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ( )内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
9. ことごとからだのしくみと生活支援技術	75h	【基本知識の学習】 1. 介護の基本的な考え方 2. 介護に関することからのしくみの基礎的理解 3. 介護に関することからのしくみの基礎的理解  (3)	介護福祉士	看護師 保健師	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
		【生活支援技術の講義・演習】					
		4. 生活と家事  (1)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
		5. 快適な居住環境整備と介護  (1)	作業療法士・福祉住環境コーディネーター(2級以上)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
		6. 整容に関連したことからのしくみと自立に向けた介護  (1)	作業療法士	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他

研修科目 (講義と演習を一体的に実施) (9.こころとからだのしくみと生活支援技術)	時間数	項目 ( )内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ オ	
		7.移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (1)	理学療法士 作業療法士	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
		8.食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (1)	管理栄養士 栄養士 (口腔ケアに関する部分) 歯科医師・歯科衛生士	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
		9.入浴・清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (1)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
		10.排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (1)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ( )内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
(9.こころとからだのしくみと生活支援技術)		11.睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (1)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
		12.死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護 (1)	臨床心理士	看護師 保健師 介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他
		【生活支援技術演習】 13.介護課程の基礎的理解 14.総合生活支援技術演習 (2)	介護福祉士	主任ヘルパー	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他	
10.振り返り	4h	1.振り返り 2.就業への備えと研修終了後における継続的な研修 (2)	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		
(施設実習)	4h	1.ホームヘルプサービス	主任ヘルパー	介護福祉士			
	8h	2.施設サービス	介護福祉士	看護師			
	6h	3.在宅サービス	介護福祉士	看護師			

研修科目 (講義と演習を一体的に実施)	時間数	項目 ( )内は項目数	講師要件				
			ア	イ	ウ	エ	オ
11.人権問題に関する理解	2h	人権啓発に関する基礎知識	大分県人権問題研修講師	当該科目を担当する行政職員	学識経験者 弁護士	人権啓発を行う団体	
13.修了評価 (責任者)	1h	【全科目修了時に筆記試験により実施】	介護福祉士	当該科目を現に教授している介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員	その他		

※原則として、講師は「講師要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。そのうえで、社会通念上該当教科の講師として教科を担当するために十分な能力を有していると判断した場合、講師として認めることにする。

※1人の講師が担当できる教科数は、考え方や内容の偏りを防ぐため、1研修あたり5項目以内とする。( )内の全38項目に適用。

※いずれも5年以上の業務経験を有すること(ただし行政職員、教員については適用しない)。

※主任ヘルパーは、サービス提供責任者研修を受講している者とする。

<b>(1) ホームヘルプサービス</b>	<b>4時間</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問介護事業所</li> <li>○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○ 夜間対応型訪問介護</li> <li>○ 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所</li> </ul>	
<b>(2) 施設サービス</b>	<b>8時間</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>○ 介護老人保健施設</li> <li>○ 介護療養型医療施設</li> <li>○ 認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)</li> <li>○ 特定施設入居者生活介護事業所(「入居時要介護」と表示された介護付有料老人ホーム、軽費老人ホーム等、なお、地域密着型を含む)</li> <li>○ 障害者支援施設</li> <li>○ (福祉型・医療型)障害児入所施設</li> </ul>	
<b>(3) 在宅サービス</b>	<b>6時間</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通所介護・介護予防通所介護</li> <li>○ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション</li> <li>○ 訪問看護・介護予防訪問看護(ステーション含)</li> <li>○ 訪問入浴・介護予防訪問入浴介護</li> <li>○ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○ 小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型通所介護</li> <li>○ 複合型サービス</li> <li>○ 生活介護、自立訓練(生活訓練・機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)</li> <li>○ (福祉型・医療型)児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援</li> <li>○ 身体障害者福祉センターB型</li> </ul>	

※原則として、一覧にある施設とする。ただし、その他の施設を申請する場合は、その事業所が実習施設として適当であることを説明した理由書を提出すること。そのうえで、実習施設として十分な理念・人材等を有していると判断した場合、実習施設として認めることにする。

※施設設置後3年以上経過している施設とし、実習指導者が必要数配置されていること。

※実習は実習指導者とともに施設あるいは利用者宅等で、実際の介護等を行うこと(見学や実習指導者による講義のみは実習とは認めない)。

※実習の時間数18時間については、1～10の各研修科目の合計時間の内数として差し支えない。ただし、その際も各研修科目ごとに所定の時間数の1/2以上を確保すること。

※1～9の研修科目修了後(修了評価を除く)に実施すること。

※実習先は、原則として受講者の勤務先とならないようにすること。

※実習の実施時間は、1日8時間を上限とすること。

## 介護職員初任者研修教科免除一覧

### 1 看護師等の資格を有する者

全 科 目

- \*ただし、看護師等の業務に従事していた時期から相当の期間（10年以上）を経ている者で、10年以内に在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験（就労日数：90日以上）のない者については、職場研修等を必要とすることとする。
- \*看護師等の資格を有する者の介護職員初任者研修修了認定については（別添）による。

### 2 訪問介護に関する1級課程及び2級課程並びに実務者研修を修了している者

全 科 目

- \*ただし、修了してから相当の期間（10年以上）実務経験のない者については、職場研修等を必要とすることとする。

### 3 生活援助従事者研修課程及び入門的研修課程を修了している者

一 部 科 目

- \*別表○参照

### 4 介護に関する1年以上の実務経験を有する者

実 習

- \*業務従事期間が365日以上あり、現に就労した日数が180日以上あること。  
ただし、10年以内に実務経験のない者については、認めない。

#### 【職場研修について】

職場研修は、対象者を採用する権限を有する者（以下「事業主」という。）が、その責任において次の要件を満たす研修を行うものとする。

また、介護職員初任者研修事業を実施する研修機関で講義及び演習科目を受講した場合は、これに代えることができることとする。

- (1) 研修講師は、原則として、社会福祉士、介護福祉士の資格等を有する者とする。（資格取得後、5年以上の業務経験を有すること）
- (2) 職場研修の内容は、下記に定める科目、時間数以上のものとする。

[内容]

- ①介護における尊厳の保持・自立支援（9時間）
  - ②介護の基本（3時間）
    1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携
    2. 介護職の職業倫理
  - ③介護・福祉サービスの理解と医療との連携（6時間）
    1. 介護保険制度
    2. 障害者自立支援制度およびその他制度
- (3) 研修のテキストは、市販されている介護職員初任者研修用のテキストを使用するものとする。
  - (4) 講師はレジュメを作成するなど、対象者の理解を促すよう努めなければならない。
  - (5) 県は、研修の内容が適切でないときは、適切な内容となるように事業主を指導することができるものとする。

(様式1-1)

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所 〒

ふりがな

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日 生

電話番号 ー ー

(日中の連絡先: )

看護師等の資格を有する者について介護職員初任者研修の  
修了認定について (申請)

私は、下記のとおり看護師等の資格及び実務経験がありますので、大分県介護職員初任者研修の修了を認定し、修了証明書を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

### 記

#### 1 取得資格

- ・種 類 看護師(看) ・ 准看護師(准看) ・ 保健師(保)  
介護職員基礎研修(基礎) ・ 実務者研修  
訪問介護員1級(訪1) ・ 訪問介護員2級(訪2)
- ・取得月日 年 月 日 取得
- ・番 号 No.
- ・取得場所

#### 2 実務経験

- ・種 類
- ・期 間 年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)

#### 3 添付書類

- ・看護師等の資格認定書(写し)
- ・実務経験に関する証明書(様式2)
- ・雇用(予定)証明書(様式3)
- ・職場研修実施証明書(研修が必要となる者のみ)(様式4)



(様式2)

## 実務経験に関する証明書

年 月 日

大分県知事

殿

所在地 〒

名称

代表者名

電話番号

— —

以下のとおり、実務経験を有することを証明します。

記

住所	〒
ふりがな 氏名	
生年月日等	年 月 日 ( 歳)
従事した 施設の名称	
従事した 施設の所在地	
従事した 業務内容	
従事した 期間	年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)
特記事項	

(様式3)

## 雇 用 ( 予 定 ) 証 明 書

年 月 日

大分県知事

殿

所在地

名 称

代表者名

電話番号

— —

下記のとおり、当施設において介護職員として雇用している（雇用する予定である）ことを証明します。

記

住 所	〒
ふりがな 氏 名	
生年月日等	年 月 日 ( 歳)
雇用（予定） 施設の名称	
雇用（予定） 施設の所在地	
雇用（予定） 勤務形態・職名 ・業務内容	
雇用（予定） する期間	年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)
特 記 事 項	

(様式4)

## 職 場 研 修 実 施 証 明 書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
名称  
代表者名  
電話番号 — —

下記のとおり、当方において職場研修を実施したことを証明します。

### 記

1 所属名・職名・氏名

2 研修実施施設

3 研修内容

実施内容	時間数	研修講師氏名 (資格・経験年数)	実施期日
①介護における尊厳の保持・自立支援			
②介護の基本			
1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携			
2. 介護職の職業倫理			
③介護・福祉サービスの理解と医療との連携			
1. 介護保険制度			
2. 障害者自立支援制度およびその他制度			
合 計			

初任者研修 教科免除表

単位:h 読み替え後の研修時間

No	科目	時間	生活援助従事者研修	入門的研修修了者
1	職務の理解	6	4	6
1-(1)	多様なサービスの理解		△	
1-(2)	介護職の仕事内容や働く現場の理解		△	
2	介護における尊厳の保持・自立支援	9	3	9
2-(1)	人権と尊厳を支える介護		△	
2-(2)	自立に向けた支援		△	
3	介護の基本	6	2	0
3-(1)	介護の役割、専門性とは職種との連携		△	○
3-(2)	介護職の職業倫理		○	○
3-(3)	介護における安全の確保とリスクマネジメント			○
3-(4)	介護職の安全		△	○
4	介護・福祉サービスの理解と医療の連携	9	6	9
4-(1)	介護保険制度		△	
4-(2)	医療との連携とリハビリテーション		△	
4-(3)	障がい福祉制度及びその他制度		○	
5	介護におけるコミュニケーション技術	6	0	6
5-(1)	介護におけるコミュニケーション		○	
5-(2)	介護におけるチームのコミュニケーション		○	
6	老化と認知症の理解(老化の理解)	6	0	0
6-(1)	老化に伴うところからの変化と日常		○	○
6-(2)	高齢者と健康		○	○
7	老化と認知症の理解(認知症の理解)	6	3	0
7-(3)	認知症を取り巻く状況		○	○
7-(4)	医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		○	○
7-(5)	認知症に伴うところからの変化と日常生活		△	○
7-(6)	家族への支援		○	○
8	障がいの理解	3	0	0
8-(1)	障がいの基礎的理解		○	○
8-(2)	障がいの基礎的理解医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識		○	○
8-(3)	家族の心理、かかわり支援の理解		○	○
9	ところからのしくみと生活支援技術	75	51	75
	基本知識の学習	10~13	2.5~5.5	10~13
9-(1)	介護の基本的な考え方		△	
9-(2)	介護に関するところからのしくみの基礎的理解		△	
9-(3)	介護に関するところからのしくみの基礎的理解		○	
	生活支援技術の講義・演習	50~55	35.5~40.5	50~55
9-(4)	生活と家事		○	
9-(5)	快適な居住環境整備と介護		△	
9-(6)	整容に関連したところからのしくみと自立に向けた介護			
9-(7)	移動・移乗に関連したところからのしくみと自立に向けた介護		△	
9-(8)	食事に関連したところからのしくみと自立に向けた介護		△	
9-(9)	入浴、清潔保持に関連したところからのしくみと自立に向けた介護			
9-(10)	排泄に関連したところからのしくみと自立に向けた介護			
9-(11)	睡眠に関連したところからのしくみと自立に向けた介護		○	
9-(12)	死にゆく人に関連したところからのしくみと終末期介護		△	
	生活支援技術演習	10~12	8~10	10~12
9-(13)	介護過程の基礎的理解			
9-(14)	総合生活支援技術演習			
10	振り返り	4	2	4
	振り返り			
	就業への備えと研修終了後における継続的な研修			
11	人権問題に関する理解	1.5	0	1.5
	人権啓発に関する基礎知識		○	
	合計	131.5	71	110.5

## 生活援助従事者研修教科免除一覧

## 1 看護師等の資格を有する者

全 科 目

- \*ただし、看護師等の業務に従事していた時期から相当の期間（10年以上）を経ている者で、10年以内に在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験（就労日数：90日以上）のない者については、職場研修等を必要とすることとする。
- \*看護師等の資格を有する者の生活援助従事者研修修了認定については（様式1-2）による。

## 2 訪問介護に関する1級課程及び2級課程、実務者研修並びに初任者研修を修了している者

全 科 目

- \*ただし、修了してから相当の期間（10年以上）実務経験のない者については、職場研修等を必要とすることとする。

## 3 入門的研修課程を修了している者

一 部 科 目

- \*生活援助従事者研修教科免除表参照

## 4 介護に関する1年以上の実務経験を有する者

実 習

- \*業務従事期間が365日以上あり、現に就労した日数が180日以上あること。  
ただし、10年以内に実務経験のない者については、認めない。

## 【職場研修について】

職場研修は、対象者を採用する権限を有する者（以下「事業主」という。）が、その責任において次の要件を満たす研修を行うものとする。

また、生活援助従事者研修を実施する研修機関で講義及び演習科目を受講した場合は、これに代えることができることとする。

- (1) 研修講師は、原則として、社会福祉士、介護福祉士の資格等を有する者とする。（資格取得後、5年以上の業務経験を有すること）
- (2) 職場研修の内容は、下記に定める科目、時間数以上のものとする。

[内容]

- ①介護における尊厳の保持・自立支援（6時間）
  - ②介護の基本（3時間）
    1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携
    2. 介護職の職業倫理
  - ③介護・福祉サービスの理解と医療との連携（3時間）
    1. 介護保険制度
    2. 障害者自立支援制度およびその他制度
- (3) 研修のテキストは、市販されている介護職員初任者研修用のテキスト又は生活援助従事者研修用のテキストを使用するものとする。
  - (4) 講師はレジュメを作成するなど、対象者の理解を促すよう努めなければならない。
  - (5) 県は、研修の内容が適切でないときは、適切な内容となるように事業主を指導することができるものとする。

(様式1-2)

年 月 日

大分県知事 殿

申請者 住 所 〒

ふりがな

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日 生

電話番号 — —

(日中の連絡先: )

看護師等の資格を有する者について生活援助従事者研修の  
修了認定について (申請)

私は、下記のとおり看護師等の資格及び実務経験がありますので、大分県生活援助従事者研修の修了を認定し、修了証明書を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

### 記

#### 1 取得資格

- ・種 類 看護師(看) ・ 准看護師(准看) ・ 保健師(保)  
介護職員基礎研修(基礎) ・ 実務者研修  
訪問介護員1級(訪1) ・ 訪問介護員2級(訪2)
- ・取得月日 年 月 日 取得
- ・番 号 No.
- ・取得場所

#### 2 実務経験

- ・種 類
- ・期 間 年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)

#### 3 添付書類

- ・看護師等の資格認定書(写し)
- ・実務経験に関する証明書(様式2)
- ・雇用(予定)証明書(様式3)
- ・職場研修実施証明書(研修が必要となる者のみ)(様式4)

(様式2)

## 実務経験に関する証明書

年 月 日

大分県知事

殿

所在地 〒

名称

代表者名

電話番号

— —

以下のとおり、実務経験を有することを証明します。

記

住所	〒
ふりがな 氏名	
生年月日等	年 月 日 ( 歳)
従事した 施設の名称	
従事した 施設の所在地	
従事した 業務内容	
従事した 期間	年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)
特記事項	

(様式3)

## 雇 用 ( 予 定 ) 証 明 書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

所在地

名 称

代表者名

電話番号

— —

下記のとおり、当施設において介護職員として雇用している（雇用する予定である）ことを証明します。

記

住 所	〒
ふりがな 氏 名	
生年月日等	昭和 平成 年 月 日 ( 歳)
雇用（予定） 施設の名称	
雇用（予定） 施設の所在地	
雇用（予定） 勤務形態・職名 ・業務内容	
雇用（予定） する期間	年 月 日～ 年 月 日 ( 日間)
特 記 事 項	



(様式4)

## 職 場 研 修 実 施 証 明 書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

所在地  
名称  
代表者名  
電話番号 — —

下記のとおり、当方において職場研修を実施したことを証明します。

記

1 所属名・職名・氏名

2 研修実施施設

3 研修内容

実 施 内 容	時間数	研修講師氏名 (資格・経験年数)	実施期日
①介護における尊厳の保持・自立支援			
②介護の基本			
1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携			
2. 介護職の職業倫理			
③介護・福祉サービスの理解と医療との連携			
1. 介護保険制度			
2. 障害者自立支援制度およびその他制度			
合 計			

生活援助従事者研修 教科免除表

No	科目	時間	入門的研修修了者
1	職務の理解	2	2
1-(1)	多様なサービスの理解		
1-(2)	介護職の仕事内容や働く現場の理解		
2	介護における尊厳の保持・自立支援	6	6
2-(1)	人権と尊厳を支える介護		
2-(2)	自立に向けた支援		
3	介護の基本	4	0
3-(1)	介護の役割、専門性と他職種との連携		○
	介護職の職業倫理		○
	介護における安全の確保とリスクマネジメント		○
	介護職の安全		○
4	介護・福祉サービスの理解と医療の連携	3	3
	介護保険制度		
	医療との連携とリハビリテーション		
	障がい福祉制度及びその他制度		
5	介護におけるコミュニケーション技術	6	6
	介護におけるコミュニケーション		
	介護におけるチームのコミュニケーション		
6	老化と認知症の理解(老化の理解)	6	0
	老化に伴うところとからだの変化と日常		
	高齢者と健康		
6	老化と認知症の理解(認知症の理解)	3	0
	認知症を取り巻く状況		○
	医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理		○
	認知症に伴うところとからだの変化と日常生活		○
	家族への支援		○
7	障がいの理解	3	0
	障がいの基礎的理解		○
	障がいの基礎的理解医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識		○
	家族の心理、かかわり支援の理解		○
8	ところとからだのしくみと生活支援技術	24	24
	基本知識の学習		
	介護の基本的な考え方		
	介護に関するところのしくみの基礎的理解		
	介護に関するからだのしくみの基礎的理解		
	生活支援技術の講義・演習		
	生活と家事		
	快適な居住環境整備と介護		
	整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護		
	死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護		
	生活支援技術演習		
	介護課程の基礎的理解		
9	振り返り	2	2
	振り返り		
	就業への備えと研修終了後における継続的な研修		
10	人権問題に関する理解	1.5	1.5
	人権啓発に関する基礎知識		
	合計	60.5	44.5